

愛知県トラック協会

引 越 部 会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、愛知県トラック協会「引越部会」（以下本会）と称し、事務局を愛知県トラック協会内に置く。

(目 的)

第2条 引越輸送に携わる関係事業者の協調体制を確立し、利用者から信頼される明るく正しい輸送サービスの強化を図るとともに、事業の健全な発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成を図るため、下記の事業を行う。

1. 輸送秩序を確立し、不当競争の防止を図る
2. 会員相互の連絡協調を図る施策
3. 適正な運賃・諸料金及び実費の研究
4. 標準見積書等の作成と研究
5. 利用者ニーズへの対応と研究
6. 引越輸送サービスの向上並びにPR活動
7. 引越輸送の近代化、合理化並びに共同化
8. 苦情に対する研究と対応
9. その他本会の目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、愛知県トラック協会の会員で、引越輸送に携わっている事業者により構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	4名以内
委 員	若干名
監 事	2名

部会長は、本会を代表し会務を統理する。

部会長に事故等あるときは、副部会長がその職務を代行する。

(役員の選任)

第6条 役員の選任は、総会において会員中より選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2ヶ年とする、但し再任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第9条 部会長は本会運営のため必要に応じ総会または役員会を招集する。

会議の議長は、部会長とする。

2. 会議は下記の通りとする。

(1) 定時総会 年1回開催する

(2) 臨時総会 役員会において必要と認めたときを開催する

(3) 役員会 必要のある度に開催し、部会諸行事の方策の樹立、総会提案項の審議及び総会決定事項の運営にあたる。

(会費)

第10条 本会の運営を図るため会費を徴収する。

会費の額及び納入方法は、総会において決定する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第12条 本会に入会しようとする事業者は、部会長に入会申込書及び誓約書、その他必要と定めた資料を、提出しなければならない。

2. 会員が退会しようとするときは、退会届を部会長に提出しなければならない。

3. 会員が1ヶ年以上会費を滞納したときは自然退会とみなすものとする。

(その他)

第13条 本会の規約に定めのない事項は、必要により総会において定めるものとする。

附 則

1. この規約は、昭和58年3月18日から実施する
2. 昭和58年7月一部改正
3. 昭和62年5月一部改正
4. 平成3年4月一部改正

- 5. 平成 5 年 6 月一部改正
- 6. 平成 6 年 6 月一部改正
- 7. 平成 8 年 6 月一部改正
- 8. 平成 17 年 6 月一部改正 第 8 条（委員会）の条文を削除
- 9. 平成 19 年 6 月一部改正 第 5 条（役員）「相談役」の削除
- 10. 平成 23 年 6 月一部改正
- 11. 平成 24 年 6 月一部改正